

第 2 号議案

町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

令和 6 年 8 月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 3 号）が施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長等の給与に関する条例（昭和49年新宮町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の町長等の給与に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参考資料 1)

町長等の給与に関する条例(昭和49年新宮町条例第7号)新旧対照表
(第1条関係)

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、給料の月額に100分の120を乗じた額を算出の基礎額とし、新宮町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新宮町条例第20号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、給料の月額に100分の120を乗じた額を算出の基礎額とし、新宮町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新宮町条例第20号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは、<u>「100分の170」</u> _____とする。

(第2条関係)

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、給料の月額に100分の120を乗じた額を算出の基礎額とし、新宮町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新宮町条例第20号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」 _____とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、給料の月額に100分の120を乗じた額を算出の基礎額とし、新宮町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新宮町条例第20号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

(参考資料 2)

町長等の期末手当支給割合

年 度	手 当	6 月 期	1 2 月 期	合 計
現 行	期末手当	1. 70 月	1. 70 月	3. 40月
令和 6 年度 改定	期末手当	1. 70 月	<u>1. 75 月</u>	<u>3. 45月</u>
令和 7 年度 以降	期末手当	<u>1. 725 月</u>	<u>1. 725 月</u>	<u>3. 45月</u>